

令和4年11月18日

第29回総会議事録

福島市農業委員会

事務局長 ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 13番 菱沼寿美恵委員、17番 関健一委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数23名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第29回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

7番：野崎俊幸委員、18番：安田善喜委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の播磨主事を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(70件)】

合計70件、令和4年11月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定1件、計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番から3番の3件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番(発言を求める。)

議長 7番(発言を許可する。)

7番 整理番号1番から3番についてご説明申し上げます。1番は、譲渡人が以前、相続で取得した農地です。2013年より譲受人が借り受け、現在までイチゴを中心に畑を耕作しております。今後もイチゴを中心として、さらにトマト栽培も併せて行っていきたいとのことです。譲受人はまだ若い青年ですので、期待を持って区域として見守っていきたいと考えております。次に、2番、3番は譲渡人が相続によって取得した土地ですが、耕作はできていませんでした。隣接地で耕作している譲受人が、それぞれ購入して耕作したいとのことで、遊休農地解消にもなるため区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問無いようですので、それでは、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく お願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号4番の案件ですが、譲渡人が83才と高齢のため、これから耕作できないとのことで、 申請地の隣で畑を耕作している譲受人が自作地続きで耕作利便であることから耕作を行うもので す。譲受人世帯は家族4人で大規模に耕作しておりますので、区域協議会では許可相当と判断し ております。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号5番及び3ページの6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のと おりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号5番と6番の2件でございますが、5番については、譲渡人の土地が隣接地に少し入り 込んでおり、また自作地続きで耕作利便と言うことで譲受人が取得するものです。整理番号6番 については、相続放棄された農地で、譲受人が経営規模の拡大のため取得するものです。譲受人 は地元でも大規模に営農している農家で、問題なく耕作するものと思われま。いずれも区域協 議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。 よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号7番、8番の案件ですが、内容につきまして記載のとおりでございます。整理番号7番 8番とも住所は違いますが、隣接する水田で、経営規模拡大によるものであるため、区域協議会 では問題なしと判断いたしました。審議の程よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。 よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号9、10番についてご説明いたします。整理番号9番については、相続で取得した農地を、近隣で耕作している梨農家の譲受人が、自家用の野菜を栽培するとのことで特に問題はないと思われます。整理番号10番の譲渡人については、高齢で畑を管理できないとのことであり、近隣で牧草を栽培している法人が借り受けて牧草を栽培する予定です。以上2件とも区域協議会では許可相当と判断しております。よろしくご審議お願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。 ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお祈りいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号1番についてご説明します。申請者の自宅続きの畑の一部分を進入路として利用したいとの申請です。自宅の裏側になりますが、道路から農業用倉庫の出入り口への進入路が、今まで畑の中を歩いて出入りをしてきたとのことであるため、今回農地転用申請を行うものです。すべて本人の畑であり、周りにも影響はないということで、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお祈りいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、使用貸借権設定1件、地役権設定1件の計6件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も

	<p>別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件をすべて満たすものと考えます。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番と2番について説明します。整理番号1番ですが、譲渡人が相続で取得した土地です。その土地について、譲受人が駐車場まで行くための道路敷地として地役権を設定するものです。この土地は既に道路として整備されております。駐車場として使用する敷地については、原発事故時の汚染土壌の仮置き場として整備された広場があります。申請地は、当時荒地で農地とは知らずに活用したことが判明しましたので、区域協議会ではやむを得ないものと判断いたしました。整理番号2番ですが、この土地は、通信施設整備のため、資材運搬等で通行する目的で一時的に転用するものです。周辺農地への影響は全くありません。以上の2件につきまして、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号3番と4番についてご説明申し上げます。3番については、譲受人の事業所のすぐ隣に譲渡人の耕作していない農地があり、その事業所の駐車場が手狭になったことで、駐車場の拡張のため、所有権移転で農地転用するものです。周辺に畑はありますが、拡張によって問題が生じることはありませんので、区域協議会では問題ないと判断いたしました。4番については、住宅の間に譲渡人の畑があります。高齢により畑仕事もできないということで、耕作されておりました。そこに譲受人が購入して住宅を建てたいということで、既に周りは住宅になっており、この一角だけが残っていましたので、ここが宅地となっても周辺に影響することは全くないと考えられますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）

9番 整理番号5番についてご説明いたします。内容については記載のとおりでございます。譲受人の駐車場が手狭になったので拡張したいという意向です。この農地は孤立した農地で、周辺に農地はなく、区域協議会では問題なし判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 6ページ、区域番号6番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号6番の案件ですが、内容につきましては記載のとおりでございます。墓地拡張のための転用であり、周辺農地にも影響はないので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から6番の6件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の期間が変更になったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番ですが、この大波地区は、令和元年の台風19号と大雨によって大きな災害に見舞われたところです。未だ災害復旧工事が完了しておらず継続中です。既に申請者が使っていた土地を半年間延長するものです。延長する理由は、新規に受注を受けたところを工事するために資材を置くということです。当該地は、道路と河川に挟まれたところにありまして、周辺への影響は全くありません。区域協議会では許可相当と判断しております。ご審議よろしくお願申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご

	異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の8ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	整理番号1番についてご説明をいたします。現場の確認は地区担当の農業委員、推進委員と事務局で現地に行っております。平成元年より耕作をやめ、周囲の山林と一体化していることを確認しております。区域協議会では山林と判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号2番と3番についてご説明申し上げます。願出事由は記載のとおりでありまして、去る9月30日に地区担当の農業委員、推進委員と事務局で現地確認を実施しました。調査書のとおり山林化しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号4番から9ページ6番までの3件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号4番から6番についてご説明いたします。願出事由にありますとおり、いずれも相続で取得している方々で、現場につきましては、地区担当の農業委員と推進委員が確認を行っております。現況は山林化しており、今後も耕作される見込みがないことから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番から6番の6件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の10ページをご覧ください。議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。宜しくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号1番についてご説明申し上げます。昭和63年に建てた願出人の農業用倉庫及び物置が畑の中にはみ出していたことが最近になり判明し、今回正式に転用の願出を出すということです。周りの畑にも全く影響ございませんので、問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第7号について事務局より説明を求めます。
農地係長	議案書の11ページをご覧ください。議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が10件、22,057㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 12ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」とおりです。宜しくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号1番についてご説明申し上げます。こちらは利用権を設定する者が、ももを中心とした

農業を営んでおりましたが、高齢となり経営を縮小したいということで、利用権の設定を受ける者がすぐ隣でももを栽培しており、そこを借りて継続して栽培するため、農地中間管理機構を通して話がまとまったようです。利用権の設定を受ける者はもも、りんごを中心に大きく営農している農家で、まだ60代と若い方です。区域協議会では問題ないと判断しました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番から4番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号2番、3番、4番の説明をいたします。2番の案件は、利用権を設定する者は会社勤めをしながら、畑の草刈り等の管理をきちんとしておりました。利用権の設定を受ける者がぶどうを作付けしたいとのことで、管理はされていた農地でありますので容易に耕作できるとのことです。整理番号3番は、利用権の設定を受ける者の父が、設定する者から農地を借りてりんごを作付けしておりましたが、設定を受ける者に権利移譲して新たに契約を結ぶ内容です。整理番号4番は、利用権を設定する者の父が亡くなって以来、近くの農園が栽培しておりました。設定を受ける者がその農園で研修・作業を一緒に行っており、今後、独立してももを栽培するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 13ページ、区域番号5番、整理番号5番から9番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号5番及び6番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

15番 議長15番。（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号8番及び9番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番、15番、一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号5番から9番の5件ですが、すべてJAからの移行ということで、区域協議会では問題なしと判断しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 14ページ、区域番号7番、整理番号10番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。宜しくよろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号10番についてご説明をいたします。利用権の設定を受ける者は、今回新規就農で65歳の定年の準備として、ブルーベリーを栽培するということです。区域協議会では利用権の内容について特に問題はないと判断しておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

18番、15番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

（入室、着席する。）

議長 それでは、議事を再開します。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の15ページをご覧ください。議案第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

16ページ、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくよろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番と2番についてご説明申し上げます。こちらは、所有者の長男が分家住宅の建設にあたり手続きを進めていますが、その際、所有者の自宅の敷地が一部農地にかかっていることが判明したため、長男の分家住宅の申請と合わせて除外申請を行うものです。いずれも所有者本人の農地であり、周りへの影響は全くなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくお
願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号3番でございますが、変更申出者の住宅の北側、道路に面している土地でございます。
この土地は西側からつながっておりますが、変更申出者の土地と道路との間の狭い土地で、りん
ごの栽培はできないため、変更申出者が駐車場として使用したいとの案件です。周りの農地の営
農にも支障がないということで、区域協議会でも問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願
ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番から6番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
宜しくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号4番から6番についてご説明をいたします。整理番号4番につきましては、既に非農地
判定を行っており、今回農振除外をするものです。整理番号5番につきましては、変更申出者は
この地区の区長であり、該当する農地の奥に共同墓地があります。取付道路もありますがかなり
狭く、なおかつ、地権者との調整もうまくいかず拡張もできなかったため、今回露天駐車場とな
っておりますが、別の道路を拡張して墓地の利便性を図るものとなっております。周辺に農地は
ありますが、元々幅の狭い里道が今回の道路を使用する状態となりますので、周辺の営農には支
障がないと思われま。整理番号6番につきましては、申請地が西工業団地の一角であり、団地
内の事業所の駐車場が不足しており、拡張の意味合いもあり、露天駐車場とする予定です。周辺
に水田はありますが、営農に支障はないと区域協議会では判断しております。以上3件宜しくご
審議お願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件
は、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書17ページ、報告第1号から23ページ報告第5号は、議案書記載のとおりとなりますの
で、お読み取りください。

議長 令和5年度農業作業賃金・農作業料金標準額の設定について、経営近代化対策小委員会へ付託を

いたしますので、小委員会委員長並びに小委員会委員の皆様には、区域協議会において事務局から説明した日程に従い作業を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理

(会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第29回総会を終了いたします。

(午後3時00分)

令和4年11月18日

これは、福島市農業委員会第29回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 7番 _____

議事録署名人18番 _____